

広報西東京「みんなの伝言板」掲載のきまり

■みんなの伝言板とは

広報手段を持たない市民相互の情報交換の場として市民が実施する文化・スポーツなどのサークル活動を掲載し、市民のコミュニティを支援することを目的としています。

ただし、震災や特別な事情により行政情報を優先して広報西東京に掲載せざるを得ない場合は割愛する場合があります。あらかじめご了承ください。

■利用できる市民団体等とは

- (1) 会員の半数以上が西東京市民（在住・在勤・在学者）で構成されており、原則として西東京市内の公共施設を拠点に活動している市民団体等（西東京市内NPO含む）
- (2) サークルの代表者が講師と同一人でないこと

■掲載できる内容は

★催し物

市民団体等が主催する文化・スポーツなどの1日または一定期間行われる単発の催し物

★会員募集

継続的に活動する市民団体等の会員募集

■掲載基準

- (1) 西東京市民を対象としているもの。催し物については、当該サークルへの加入を前提にすることなく、多くの市民が参加できるものであること。
- (2) 原則として、活動および開催場所が西東京市の公共施設であること。ただし、活動環境、施設の規模・設備などによりやむを得ない場合を除く。
- (3) 活動場所・時間・会費などが原則として定められていること。ただし、会費は原則、月1回1,500円以下（月会費÷月回数）、入会金は3,000円以下とする。
- (4) 同一号への申込は、1団体につき1件とする。

■掲載できないもの

- (1) 営利を目的とするもの、または今後営利を目的とする活動につながるおそれのあるもの
- (2) 個人の活動、または個人の売名行為と認められるもの
- (3) 政治活動・選挙運動・宗教活動に関するもの
- (4) 個人・団体を誹謗・中傷するものまたは損害を与えるもの
- (5) 特定の個人または団体の相互連絡のためのもの
- (6) 活動において過去に苦情などのトラブルを生じたもの
- (7) 掲載意図および内容（日時・場所・問い合わせ等）が不明確なもの
- (8) 行政広報の公共性・公益性を損なうもの
- (9) 「広報西東京みんなの伝言板掲載申込書」（以下「申込書」という）に記載された代表者または連絡担当者の電話番号に電話による連絡が取れないもの
- (10) その他、広報西東京「みんなの伝言板」への掲載がふさわしくないもの

⇒裏へ

■ 申込方法

秘書広報課（田無庁舎 3 階）または市ホームページにある所定の掲載申込書により提出してください。

初めて申込をする場合は、団体等の会則（代表者の連絡先を必ず記入）を提出してください。

【掲載件数・回数】

1 団体につき 4 月～翌年 3 月の間で、催し物 3 回・会員募集 3 回まで

※次の点にご注意ください。

- ①公民館だより（毎月 1 日発行）と同一号の掲載はできません。
- ②催し物と会員募集の同一号への掲載はできません。
- ③同一の催し物の掲載は 1 回限り（複数団体で行われる催し物も同様）
- ④異なる催し物であっても同一号に 2 つ以上の掲載はできません。

【原稿提出方法】

- ①持参…秘書広報課（田無庁舎 3 階）
- ②郵送…〒188-8666 市役所秘書広報課広報広聴係
- ③ファクス…秘書広報課（FAX 042-460-7511）
- ④E メール…kouhou@city.nishitokyo.lg.jp

※ファクス送信後、必ず送達確認の電話をお願いします。
※必ず件名に「みんなの伝言板掲載希望」と明記し、所定の掲載申込書（エクセルデータ）を添付してください。

【原稿締め切り】

★催し物 掲載希望号の 1 カ月前の同日

（当該日が閉庁日の場合は、当該日以降直近の開庁日）

★会員募集 随時受付。順次掲載。

（まとめでの申込不可。前回の申込分の掲載が確認できましたらお申し込みください。）

■ その他

- ・掲載内容については、主催者の責任により行ってください。市は関与いたしません。
- ・編集の都合により一部添削する場合があります。予めご了承ください。